



宮 崎 県 公 報

平成24年11月12日 (月曜日) 第 2437 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○公有水面埋立ての竣功認可…………… (港湾課) 1	
公 告	

○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催…………… (畜産課) 2
公安委員会規則
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 2
正 誤
○平成24年 4 月 5 日付け県公報 (第2376号) 中…………… 3

告 示

宮崎県告示第 794号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成24年11月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ウバガ谷2928-1、2928-3、2928-4、2950、字鍵山3045、3094-2、3094-3、3094-5、3094-7、3094-12、3094-19、3094-20、3094-22、字折立3139、3140-1、3140-3、3140-4、3150、3151-1、3153、3154-1、3156、3157、3170-1、3170-5、3175-1、3175-3、3176、3180-1、字安者3187、3190、3202-2、3204-2、3214-3、字舟方3912-1、3914-1、3915-1、3919-1、3921-1、3921-3、3922-1、3923-1、3924-1、3926-1、3928-1、3931-1、3933-1、3933-3、3935-1、字火切地3944-1

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 795号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成24年11月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 竣功認可年月日

平成24年11月 5 日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

宮崎県
宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号
宮崎県知事 河野 俊嗣

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県延岡市北浦町古江字鶴山2928番 5、2931番17、2932番13、2932番15及び2932番 3 の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑰の地点までを順次に結んだ線、⑰の地点と⑱の地点を結ぶ平成 5 年の秋分の日^{あき}の満潮位 (DL+2.30m) における公有水面と陸地との境界線、及び①の地点と⑱の地点を結ぶ昭和61年11月 4 日付けシレイ 283- 595号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線 (DL+2.30mにより決定) により囲まれた区域。

地点	地 点 の 位 置	
①の地点	阿蘇東谷四等三角点 (北緯32度41分30秒、東経 131度48分46秒) から21度17分30秒1, 152.13mの地点	
②の地点	①の地点から	69度19分11秒 6.05mの地点
③の地点	②の地点から	149度50分04秒 40.00mの地点
④の地点	③の地点から	239度55分10秒 4.85mの地点
⑤の地点	④の地点から	149度52分51秒 211.90mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	89度58分01秒 127.85mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	179度57分23秒 25.00mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	89度51分27秒 35.00mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	359度58分13秒 25.00mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	89度32分31秒 13.13mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	359度54分51秒 4.00mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	89度56分50秒 11.96mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	179度54分34秒 229.94mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	270度09分41秒 81.26mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	269度50分24秒 144.64mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	269度44分45秒 44.19mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	314度57分35秒 52.41mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	352度34分41秒 410.92mの地点

- (3) 面積
113,343.00㎡
- 4 埋立ての免許の年月日及び番号
平成 6 年10月24日 シレイ 283- 545
- 5 公有水面埋立法第22条第 3 項の市町村名
延岡市

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項に規定する平成24年度の家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年11月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 開催期日
平成25年 2 月18日（月曜日）から 3 月22日（金曜日）まで
- 2 開催場所
西諸県郡高原町大字広原5066番地 宮崎県畜産試験場
- 3 家畜の種類

牛

- 4 受講申込手続
 - (1) 受講願書の受付期間
平成24年12月 3 日（月曜日）から12月18日（火曜日）まで
 - (2) 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所
 - (3) 受講願書の提出
所定の受講願書に最近 3 箇月以内撮影の写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。
- 5 受講手数料
35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 6 その他
 - (1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（〒 135-0041東京都江東区冬木11番17号イシマビル17階 電話03-5621-2070 F A X03-5621-2077）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）を使用するのであらかじめ準備すること。
 - (2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産・口蹄疫復興対策局畜産課家畜防疫対策室（電話0985-26-7139）にすること。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月12日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第 6 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後													
（軽車両の乗車又は積載の制限） 第10条の 2 法第57条第 2 項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ又は積載して軽車両を運転してはならない。 （1）乗車人員の制限は、次の表のとおりとする。		（軽車両の乗車又は積載の制限） 第10条の 2 法第57条第 2 項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載して軽車両を運転してはならない。 （1）乗車人員の制限は、次の表のとおりとする。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>軽車両の種類</th> <th>人員（運転者を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二輪又は三輪の自転車</td> <td>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア～ウ [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>エ・オ [略]</td> </tr> </tbody> </table>	軽車両の種類	人員（運転者を含む。）	二輪又は三輪の自転車	運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア～ウ [略]	[略]	エ・オ [略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>軽車両の種類</th> <th>人員（運転者を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二輪又は三輪の自転車</td> <td>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア～ウ [略] エ <u>運転者以外の者 1 人をタンデム自転車（2 人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に乗車させているとき。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>オ・カ [略]</td> </tr> </tbody> </table>	軽車両の種類	人員（運転者を含む。）	二輪又は三輪の自転車	運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア～ウ [略] エ <u>運転者以外の者 1 人をタンデム自転車（2 人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に乗車させているとき。</u>	[略]	オ・カ [略]		
軽車両の種類	人員（運転者を含む。）														
二輪又は三輪の自転車	運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア～ウ [略]														
[略]	エ・オ [略]														
軽車両の種類	人員（運転者を含む。）														
二輪又は三輪の自転車	運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア～ウ [略] エ <u>運転者以外の者 1 人をタンデム自転車（2 人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に乗車させているとき。</u>														
[略]	オ・カ [略]														
（2）～（4） [略] 様式第18号（第20条・第21条関係）		（2）～（4） [略] 様式第18号（第20条、第21条関係）													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 自動車の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車名及び型式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		[略]		3 自動車の種類		車名及び型式		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 自動車の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車名及び型式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		[略]		3 自動車の種類		車名及び型式	
[略]															
3 自動車の種類															
車名及び型式															
[略]															
3 自動車の種類															
車名及び型式															

車台番号

4 自動車登録番号
又は車両番号

[略]

4 車台番号又は
自動車登録（車両）番号

[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の宮崎県道路交通法施行細則の規定により公布された緊急自動車指定証若しくは届出確認証又は道路維持作業用自動車指定証若しくは届出確認証は、この規則による改正後の宮崎県道路交通法施行細則の規定により交付された緊急自動車指定証若しくは届出確認証又は道路維持作業用自動車指定証若しくは届出確認証とみなす。

正 誤

平成24年 4 月 5 日付け県公報（第2376号）中

ページ	段	行	誤	正
2	右	13	農林水産省告示第 283号	農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。
2	右	24	農林水産省第 502号号外	農林水産省告示第 502号
2	右	26	農林水産省第 967号号外	農林水産省告示第 967号
2	右	28	農林水産省第 738号号外	農林水産省告示第 738号
2	右	29	農林水産省第 243号号外	農林水産省告示第 243号
2	右	30	農林水産省第 404号号外	農林水産省告示第 404号
2	右	30	農林水産省第 405号号外	農林水産省告示第 405号
2	右	33	農林水産省第 414号号外	農林水産省告示第 414号
2	右	34	農林水産省第 415号号外	農林水産省告示第 415号
2	右	34	農林水産省第 215号号外	農林水産省告示第 215号

--	--